



台東の

風

支部名変更に伴いタイトルも「台東の風」に変更します。略して、千の風から「台風」!

自交総連Km労働組合台東支部 発行：【支部委員会】

2011年5月10日 13号



### 名称変更

自交総連Km労働組合千住支部は

# 台東支部

千住営業所、北千住営業所の浅草(台東区橋場2-20-13)移転に伴いKm労働組合千住支部は【台東支部】と名称を改めます。

組合事務所は4階ロッカー室の奥になります。

電話. FAX : 30-5808-9951

### 狭いながらも楽しい我が家?

光回線(フレッツ光)を導入!  
インターネットも利用できます。

## 少し不便ではないですか?

### シャトルバス

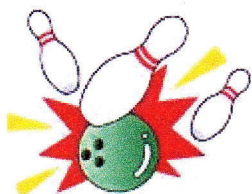
営業所発が8時10分の後には11時10分です。

なぜかこの間、3時間はバスがありません。

点呼時間には合わせて営業所に来る事は可能です。

しかし、帰庫、洗車後の帰宅時間(営業所発)は時間が一定しません。

乗務員の利便性を考えれば、たとえ1便でも9時台、10時台に運行してほしいものです。



### ボーリング部を作りませんか?! 文化部長(入江)

会費は月300円程度を考えています。

みなさんの参加を呼び掛けます。(日程は決まり次第連絡します)

第1回大会は、「支部名変更記念大会」として開催予定です。

参加希望者は支部事務所(支部役員)へ連絡下さい。

(破人)

しい台のい新 再台組し暗 うをだ回転に営で業まのな (で言狭だかるで一いフヒに花て引【  
ま事東で器し 出東合たいな 予かの。間業す所す寂気台すつくんり度す文か)ツ引へ。越風  
し務支すがい 発支千。話。感こ移そ借所。な。しが東。てなだ`に。がらもコ越永一貧来  
よ所部。相酒 での部住Kに。され転しりが独ど北さし)浅いるん住経引あねしシ貧乏末  
うでは新応は すと支mな。せか。て的`立象千をても草る有小ま費越る。たビ貧乏風  
。前新しし新。し部労り。るらな`な千し徴住感一そ移よ様さいがをよなくン乏風)のい  
進しいいし。ても働ま。よ先ん今移住た的営じ抹ん転うをくはかすうるなバ(

誰は凹 . に寄すらだ 事故の責任は自己責任？ 自まをす部ま場ま起事  
 がなみ . 揺り。電気 走せ運。門す施せこ故  
 治くま気 . らまそ車持 どんば赤が。設んしを  
 す乗す持 . れすれち きて。な羽無。工に。て起  
 . 務。ち . な。も。で。を。事て考りるは東赤込赤後えまく持他門すやのしり所る事くや無。場不移いこ  
 . 員車は . が満時。抱故下えまこ電営羽み羽乗ばせてちのが。りがて工に車故て東く。に安転るし  
 . のださ . ら員間。のな凹いも。にで所らす持員事。なま場い金方来らでち營で。な。に。は。が。後。人。た。く  
 傷けら . 電帯。のな凹いも。にで所らす持員事。なま場い金方来らでち營で。な。に。は。が。後。人。た。く  
 はでに . 車にでが。ん。見 . な。帰へ台。ちが故例りなへと部でのう直帰業もり車ま金り工いて

◎執行委員会の報告 (4月29日) ◎

●出席者

執行委員 高丸、岩崎、大関、松村  
 支部長 片岡 (台東)、中島 (羽田)

◎議題

1. チェック17金額の確認
2. 組織報告 (岩崎)
3. 活動報告  
 全体報告 (高丸)  
 自交関係、南部ハタ (大関)  
 各支部の活動 (各支部長)
4. 春闘総括  
 アルコール問題の「覚書」の調印について  
 妥結 (春闘終結) の問題
5. 組合財政について  
 昨年度との比較 (1月～3月)
6. 会計問題  
 丹羽氏との話し合いについて。  
 会計問題調査委員会について。
7. 組織拡大について。
8. 安全問題等、闘争課題について。
9. その他

(書記長代行)

岩崎 博

村上裁判

第二回口頭弁論終わる。(4月26日)

柿沼弁護士の意見陳述で  
 会社側答弁書を圧倒する！  
 次回開催は6月14日 a m 11 : 30

5月17日 (火) . 18日 (水)  
 支部集会開催

時間：1回目 am 7 : 00～  
 2回目 am 11 : 00～  
 ※2日間、毎日2回行います！

**！組織拡大を！**

◎組合の皆さんへお願い◎

貴方の一声で組織を拡大しましょう。  
 ATU共済は乗務員を守ります。  
 免許更新のとき ゴールド 6,000円  
 ブルー 3,000円  
 万が一のとき 罰金 70%  
 反則金 100%  
 頼りになるのがKm労働組合そして  
 ATU共済です...

労働組合法は誰のもの？ 調印したのは誰？

●お粗末シリーズ●アルコール検知器運用に関する「覚書」に見るお粗末！

労働組合法第15条 (労働協約の期間) / (抜粋)

労働協約には、3年をこえる有効期間の定めをすることが出来ない。

2. 3年をこえる有効期間の定をした労働協約は、3年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3. 有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に予告して、解約する事ができる。一定の期間を定める労働協約であって、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。以上抜粋ですが、アルコール検知器運用に関する「覚書」には期間の定めがありません。

ましてや、処罰の対象は国際自動車 (株) に所属する限り永遠に続くのです。20～30年無事勤めて退職前に1回の「不始末」で懲戒解雇も考えられる「覚書」です。

第5項に至っては「会社のさじ加減」が無制限に認められる内容になっています。

Km労働組合は「覚書」に調印しない事を決定しました。調印しないからと言って、アルコール検査を手加減しろというものではありません。むしろ厳しい対応をすべきだと言う立場です。